

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年9月27日
【事業年度】	第26期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	ケミプロ化成株式会社
【英文名】	CHEMIPRO KASEI KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮田 宏
【本店の所在の場所】	神戸市中央区京町83番地
【電話番号】	078（393）2530（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部 経理担当部長 大原 昌夫
【最寄の連絡場所】	神戸市中央区京町83番地
【電話番号】	078（393）2530（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部 経理担当部長 大原 昌夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第26期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

1. ～7. <省略>

8. 株主総会の特別決議要件

<省略>

(訂正後)

1. ～7. <省略>

8. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

9. 株主総会の特別決議要件

<省略>

### 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<表省略>

(注) 平成19年3月20日開催の取締役会において、株主名簿管理人事務取扱場所の変更が決議され、次のとおりとなりました。

(平成19年5月7日から実施)

取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(訂正後)

<表省略>

(注) 1. 当社定款の定めにより、当社の株主（実質株主を含む。）は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を行使できないこととなっております。

2. 平成19年3月20日開催の取締役会において、株主名簿管理人事務取扱場所の変更が決議され、次のとおりとなりました。（平成19年5月7日から実施）

取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部